

公共工事における中間前金払制度の導入について

建設事業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、横浜市が発注する工事について、請負事業者の資金調達の円滑化を図るため、次のとおり中間前金払制度を導入します。

1 中間前金払制度とは

契約当初の前金払に加え、工期半ばに追加して行う前金払をいい、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社の保証を担保として支払う制度です。

2 実施時期

平成 22 年 4 月 1 日以降に公告等の契約の申込みの誘引を行う案件から適用

3 中間前金払の割合

請負代金額（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高予定額。以下同じ。）の 2 割を越えない範囲内とします。ただし、当初の前金払と合計して請負代金額の 6 割を超えることはできません。

4 中間前金払の対象となる工事

契約当初の前金払（請負代金額の 4 割以内）が行われている工事。

ただし、次に該当する工事は対象外とします。

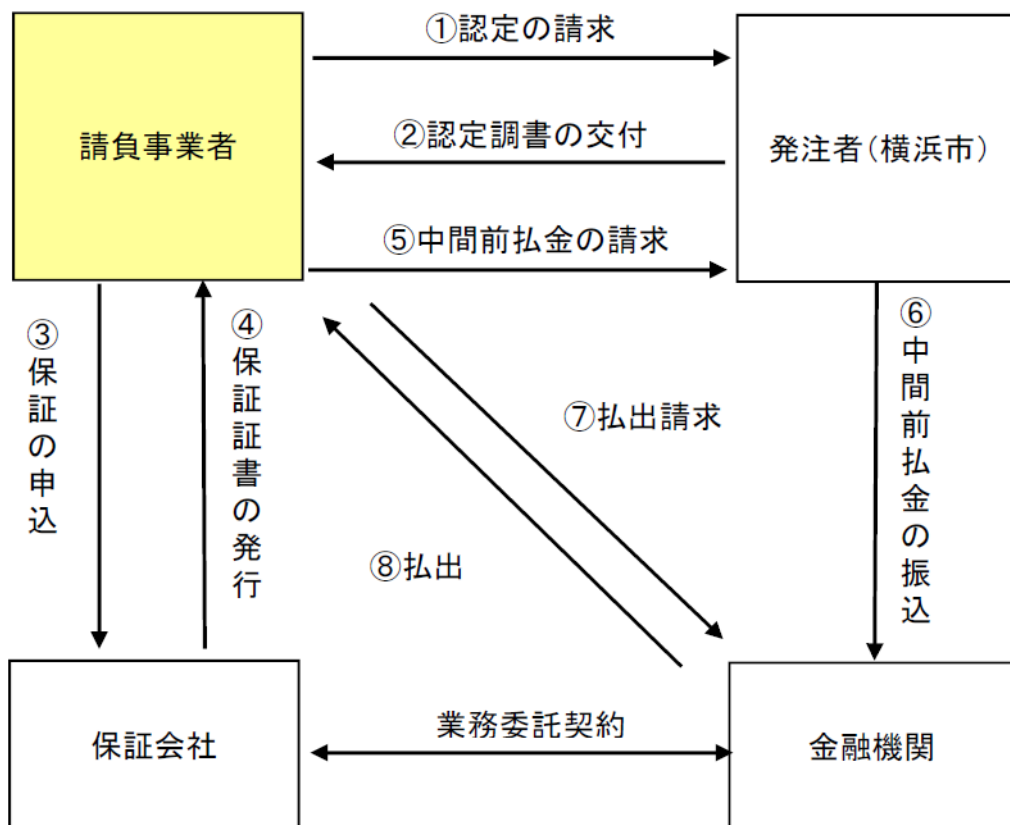
- (1) 低入札価格調査を行った工事
- (2) 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）
- (3) その他、前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払することが不適当な特別な事由がある工事

5 中間前金払の認定要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過し（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の施工予定期間の 2 分の 1 を経過し）、その時点までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (2) 工事の出来高（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高）が請負代金額の 2 分の 1 を超えていること
- (3) 部分払及び部分引渡しに伴う支払が行われていないこと
(※中間前金払が行われた後の部分払等については、請求できるものとします。)

6 手続の流れ（イメージ図）



<イメージ図の番号の説明>

- ① 請負事業者は、横浜市に対して中間前金払の認定請求を行います。
提出書類：中間前金払に係る認定請求書 1 部、工事履行報告書 1 部 提出先：工事担当課
- ② 横浜市は、当該中間前払金の支払対象者に該当することを認定した場合、「中間前金払に係る認定調書」を交付します。
- ③ 請負事業者は、保証会社へ中間前払金保証の申込みを行います。
- ④ 保証会社は、書類確認等の審査を行った後、保証証書（中間前払金）を請負事業者に対して発行します。
- ⑤ 請負事業者は、横浜市に対して中間前払金の請求をします。
提出書類：中間前払金の請求書 1 部、保証証書（中間前払金） 1 部 提出先：工事発注課
- ⑥ 横浜市は、請負事業者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。
- ⑦⑧ 請負事業者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。

7 規則等（具体的な認定要件の判断基準や手続き等についてはこちらをご覧ください）

(1) 公共工事の前払金に関する規則

URL : http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/maebarai_kisoku.pdf

(2) 公共工事の中間前払金に関する取扱要領

URL : http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/tyuukanmaebarai_youryou.pdf

<お問合せ先> 総務局 契約第一課 工事契約係
電話：6 7 1 - 2 2 4 6